

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県荒尾市長

公表日

令和7年6月27日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>荒尾市では、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種実施の手続②予防接種実費徴収の手続③予防接種記録保存の手続④予防接種による健康被害給付請求の申請⑤妊娠婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施⑥妊娠婦及び乳幼児健診の実施⑦妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続⑧母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備⑨低出生体重児の届出及び確認の手続⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続⑪各種健康診査等の記録保存の手続
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 健康管理システム2 統合宛名管理システム3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表(14,126の項) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>(2) 母子保健法に関する事務 番号法第9条第1項及び別表(70の項)</p> <p>(3) 健康増進事業に関する事務 番号法第9条第1項及び別表(111の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、26、153、154の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、27、28、29、153の項) 「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48、71、80、95、112の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(95の項) 「健康増進法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 すこやか未来課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	荒尾市 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	荒尾市 保健福祉部 すこやか未来課 保健センター 〒864-0032 熊本県荒尾市増永632番地 電話:0968-63-1133
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・本人からのマイナンバー取得を徹底している。 ・中間サーバーには、特定の端末でのみアクセスすることができ、ユーザーの認証管理を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中間サーバーには、特定の端末でのみアクセスすることができ、ユーザーの認証管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供】 なし (予防接種法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第二(17、18及び19の項)</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 (母子保健法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 (健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(56の2の項) 2 別表第二省令第30条</p> <p>【情報照会の根拠】 情報照会は行わない。 「健康増進法に基づく事務」 (健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p>	事後	
平成30年8月1日	I-5 ②所属長の役職名	健康生活課長 前田 健知雄	課長	事後	
平成30年8月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	荒尾市 保健福祉部 健康生活課 保健係 〒864-0032 熊本県荒尾市増永632番地 電話:0968-63-1133	荒尾市 保健福祉部 健康生活課 母子保健係、健康増進係 〒864-0032 熊本県荒尾市増永632番地 電話:0968-63-1133	事後	
平成30年8月1日	II-1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5 ①部署	保健福祉部 健康生活課	保健福祉部 すこやか未来課	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	荒尾市 保健福祉部 健康生活課 母子保健係、健康増進係	荒尾市 保健福祉部 すこやか未来課 母子保健係、健康増進係	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年4月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(56の2の項) 2 別表第二省令第30条</p> <p>【情報照会の根拠】 情報照会は行わない。 「健康増進法に基づく事務」 (健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(56の2の項) 2 番号法第19条第7号及び別表第二(69の2の項) 3 別表第二省令第30条 4 別表第二省令第38条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(69の2の項) 2 別表第二省令第38条の3</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 (健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p>	事後	
令和2年4月30日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年1月4日	I-1 ②事務の概要	荒尾市では、予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下省略)	荒尾市では、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下省略)	事前	
令和3年1月4日	I-3 個人番号の利用	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10、49及び76の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第40条及び第54条</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10、49、76及び93の2の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 略 【情報照会の根拠】 略</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 (以下省略)</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 略 【情報照会の根拠】 略</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 【情報提供及び情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項) 2 別表第二省令第59条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 (以下省略)</p>	事前	
令和3年6月28日	I-8 連絡先	荒尾市 保健福祉部 すこやか未来課 母子保健係、健康増進係 〒864-0032 熊本県荒尾市増永632番地 電話:0968-63-1133	荒尾市 保健福祉部 すこやか未来課 保健センター 〒864-0032 熊本県荒尾市増永632番地 電話:0968-63-1133	事後	
令和3年8月5日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2の項) 2 略 【情報照会の根拠】 (以下省略)</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2及び3の項) 2 略 【情報照会の根拠】 (以下省略)</p>	事後	
令和3年8月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2及び3の項) 2 略 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 略</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 【情報提供及び情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(115の2の項) 2 略</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(56の2の項) 2 番号法第19条第7号及び別表第二(69の2の項) 3 略 4 略 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(69の2の項) 2 略</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 略</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2及び3の項) 2 略 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項) 2 略</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 【情報提供及び情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(115の2の項) 2 略</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(56の2の項) 2 番号法第19条第8号及び別表第二(69の2の項) 3 略 4 略 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(69の2の項) 2 略</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 略</p>	事前	
令和4年2月3日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 略</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 略</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 略</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 (健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。)</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 略</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 略</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 略</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(102の2の項) 2 別表第二省令第50条 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(102の2の項) 2 別表第二省令第50条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I-3 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10、49、76及び93の2の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	<p>1 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表(14、126の項)番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>(2) 母子保健法に関する事務 番号法第9条第1項及び別表(70の項)</p> <p>(3) 健康増進事業に関する事務 番号法第9条第1項及び別表(111の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	事後	
令和7年6月27日	I-4 ②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2及び3の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(16の2、17、18及び19の項)</p> <p>2 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務」 【情報提供及び情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(115の2の項)</p> <p>2 別表第二省令第59条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(56の2の項)</p> <p>2 番号法第19条第8号及び別表第二(69の2の項)</p> <p>3 別表第二省令第30条</p> <p>4 別表第二省令第38条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(69の2の項)</p> <p>2 别表第二省令第38条の3</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(102の2の項)</p> <p>2 别表第二省令第50条</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二(102の2の項)</p> <p>2 别表第二省令第50条</p>	<p>「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、26、153、154の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、27、28、29、153の項)</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48、71、80、95、112の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(95の項)</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項)</p>	事後	
令和7年6月27日	II-1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【】委託しない	事後	
令和7年6月27日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット)	【○】提供・移転しない	【】提供・移転しない	事後	
令和7年6月27日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-8 判断の根拠	—	・本人からのマイナンバー取得を徹底している。 ・中間サーバーには、特定の端末でのみアクセスすることができ、ユーザーの認証管理を行っている。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-9 監査 実施の有無	【】自己点検	【○】自己点検	事後	
令和7年6月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 判断の根拠	—	中間サーバーには、特定の端末でのみアクセスすることができ、ユーザーの認証管理を行っている。	事後	様式変更に伴う新規追加項目